

栄区水害対策連絡協議会

令和2年6月22日（月）
14時30分から15時15分まで
栄区役所 新館4階8号会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

栄区長

3 報告事項

- | | |
|--|-----|
| (1) 令和元年度の水防活動実績について | 資料1 |
| (2) 防災スピーカーの放送訓練について | 資料2 |
| (3) 栄区における水害対策関連事業について | 資料3 |
| (4) 即時避難勧告対象区域の更新について | 資料4 |
| (5) 栄区緊急時情報伝達システムの活用による
情報提供体制の強化について | 資料5 |
| (6) 防災スピーカーの出力アップ及び河川水位
警告灯の設置について | 資料6 |
| (7) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた
災害時における避難場所・避難所の栄区の対応について | 資料7 |

栄区水害対策連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 風水害・土砂災害（以下「風水害等」という。）から栄区民の生命、財産を守り、被害を最小限度にとどめるよう防災体制の強化・充実を図るとともに、風水害等発生時に迅速かつ適切な応急活動を展開できるようにするため、栄区水害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、その円滑な推進を図るものとする。

- (1) 風水害等発生時の活動計画に関すること
- (2) 風水害等対策訓練に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる防災関係諸機関及び関係諸団体の代表者を委員として組織する。

(役員等)

第4条 会長は栄区長（栄区災害対策本部長）、副会長は栄区連合町内会会長、栄区副区長（栄区災害対策副本部長）をもって充てる。

2 顧問は、栄区選出の区市議員をもって充てる。

(会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理するとともに会議の議長となる。

2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、副会長（栄区副区長）がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議の開催は不定期とし、会長が必要と認めたときに随時召集し、開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成17年6月9日から施行する。

この要綱は平成27年6月12日から施行する。

栄区水害対策連絡協議会名簿

(令和2年6月19日現在)

役 職	会 員 名	
会 長	富士田 学	栄区長
副会長	磯崎 保和	栄区連合町内会長
副会長	小泉 信義	栄区副区長
委 員	持田 忠	笠間連合町内会自治会長
委 員	田中 健次	小菅ヶ谷連合町内会自治会長
委 員	細田 利明	本郷中央連合町内会自治会長
委 員	山田 直樹	本郷第三連合町内会長
委 員	黒木 さち子	上郷西連合町会長
委 員	芦川 弘	上郷東連合町会長
委 員	飯島 賀寿男	飯島町内会長
委 員	加藤 重雄	田谷町内会長
委 員	安藤 暁	金井町内会長
委 員	飯島 康夫	長尾台町内会長
委 員	折田 忠温	笠間西南町内会長
委 員	平井 薫	笠間通り町町内会長
委 員	原 恒雄	桂公田町会長
委 員	大河原 文勝	栄警察署長
委 員	渡辺 又介	栄消防署長
委 員	増田 明彦	栄消防団長
委 員	井上 修	東日本電信電話(株) 神奈川事業部 災害対策室室長
委 員	竹富 利雄	東京電力パワーグリッド(株) 藤沢事務所長
委 員	田島 真	(株)ジェイコム湘南・神奈川南横浜局 局長
委 員	福原 稔	(株)エフエム戸塚 代表取締役
委 員	田中 健次	栄区社会福祉協議会会長
委 員	黒田 由希子	栄区小学校長会
委 員	山下 昌永	栄区中学校長会
委 員	鶴木 拓也	神奈川県横浜川崎治水事務所長
委 員	瀧澤 守	環境創造局栄水再生センター長
委 員	児玉 吉広	水道局戸塚水道事務所長
委 員	青木 匡史	栄区福祉保健センター長
委 員	井上 弘毅	栄区福祉保健センター担当部長
委 員	鈴木 誠	栄土木事務所長
顧 問	楠 梨恵子	栄区議員団 (県会議員)
顧 問	大桑 正貴	栄区議員団 (市会議員)
顧 問	輿石 且子	栄区議員団 (市会議員)
顧 問	長谷川 えつこ	栄区議員団 (市会議員)

栄区水害対策連絡協議会 座席表

令和2年6月22日（月）

栄区役所新館 8・9号会議室

		副 区 長	区 長	町栄 内区 会連 長合	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">入口</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">説明者等 え席・随行者</div>	議 員 団			本郷中央連合町内会 自治会長	
	議 員 団			笠間連合町内会 自治会長	
	議 員 団			小菅ヶ谷連合 町内会自治会長	
	議 員 団			本郷第三連合町内会長	
	栄 警 察 署 長			上郷西連合町会長	
	栄 消 防 署 長			上郷東連合町会長	
	栄 消 防 団 長			飯島町内会長	
	神奈川県横浜川崎治水 事務所 長			田谷町内会長	
	栄区社会福祉協議会 会 長			金井町内会長	
	東日本電信電話(株)-神奈 川災害対策室 室長			長尾台町内会長	
	東京電力パワーグリッド (株)藤沢支社戸塚事務 所 長			笠間西南町内会長	
	(株)ジェイコム湘南・神 奈川南横浜 局 長			笠間通り町町内会長	
	(株)エフエム戸塚 代 表 取 締 役			桂公田町会長	
	栄区小学校長会理事			栄区福祉保健 センター 長	
栄区中学校長会理事			栄区福祉保健センター 担 当 部 長		
環 境 創 造 局 栄水再生センター 長			栄土木事務所 長		
		事 務 局			
<飯島> 環境創造局下水道施設部下水道施設整備課担当係長 河本武 環境創造局下水道施設部下水道施設整備課 戸辺裕 <大面> 環境創造局下水道管路部管路整備課担当課長 丸山知明 環境創造局下水道管路部管路整備課担当係長 林宏和		事 務 局 水 道 所 水 長 道 局	説 明 者 席	担 危 当 機 係 管 長 理	総 務 課 長

令和元年度の水防活動実績について

資料 1

令和元年度、風水害に対応するために栄区災害対策警戒本部等を設置した状況は、以下のとおりです。

設置～廃止				設置理由	降雨量(mm) ※栄消防署	
					区内1時間当たり 最大降雨量	区内降り始め からの総雨量
令和 元 年 度	1	5月4日	14:52～19:00	大雨・洪水警報	0.5	0.5
	2	5月21日	4:08～17:15	大雨警報	17.0	95.0
	3	8月19日	21:28～翌0:20	大雨警報	0.0	0.0
	4	8月20日	1:22～4:00	大雨警報	0.0	0.0
	5	8月26日	1:36～4:20	大雨・洪水警報	0.5	0.5
	6	8月27日	3:16～10:20	大雨警報	0.5	0.5
	7	9月3日	14:15～16:55	大雨・洪水警報	0.0	0.0
	8	9月3日	18:56～翌4:20	大雨・洪水警報	50.5	56.0
	9	9月8日 台風15号	14:00～10日17:15	大雨・暴風・洪水警報	41.0	148.5
	10	10月10日 台風19号	15:00～13日15:00	大雨・暴風・洪水警報	21.5	186.0
	11	10月25日	8:11～20:30	大雨・警報	10.0	64.0
	12	12月2日	8:35～18:15	大雨警報	25.0	90.0

防災スピーカーの放送訓練について

河川の溢水等による避難勧告等の緊急事態の際は、いたち川下流域及び柏尾川周辺に設置してある防災スピーカーを活用して情報伝達を行います。

今回、防災体制の強化を図ることを目的として、放送訓練を実施しますのでお知らせします。近隣の住民の方にはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

1 日 時

令和2年7月3日（金） 午前10時00分から12時00分頃まで

2 場 所

① 飯島町内会館（10：00頃）、② 飯島跨線橋付近（10：20頃）、③ 田谷御霊神社内（10：40頃）、④ 長尾台町内会館（11：00頃）、⑤ 笠間通り町町内会館（11：20頃）

3 実施者

栄区役所総務課

4 実施内容・目的

栄区役所内にある放送送受信機を活用し、各防災スピーカーを順次鳴動させ、下記事項について確認します。

- (1) 機器の動作確認
- (2) 音声の伝達可能範囲の確認

5 その他

- (1) 本委員の町内会長様におきましては、本訓練のお知らせ（別紙参照）を必要に応じて掲示板等に掲示くださいますようお願いいたします。
- (2) 訓練放送時に何かお気づきの点があれば、下記担当者までご連絡ください。



担当：総務課庶務係 御所脇 市野
電話：894-8312 FAX：895-2260

お知らせ

防災スピーカーの放送訓練を行います

河川の^{いっすい}溢水等による避難勧告等の緊急事態の際は、いたち川下流域及び柏尾川周辺に設置してある防災スピーカーを活用して情報伝達を行います。

今回、防災体制の強化を目的として、放送訓練を実施しますのでお知らせします。近隣の住民の方にはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

● 日時

令和2年7月3日(金) 午前 10時から 12時頃まで

下記5箇所の防災スピーカーで順次放送訓練を行います。

1箇所あたり数分程度の放送となります。

● 場所

- ①飯島町内会館(10:00頃) ②飯島跨線橋付近(10:20頃)
- ③田谷御霊神社内(10:40頃) ④長尾台町内会館(11:00頃)
- ⑤笠間通り町町内会館(11:20頃)

● 連絡先

栄区役所総務課 ☎894-8311



栄区における水害対策関連事業について

1 飯島地区の浸水対策について【下水道事業】

飯島地区南部は、大雨時の河川水位より地盤が低いため、これまでたびたび浸水被害が発生していることから、被害の軽減に向け飯島雨水調整池の整備を行います。今年度から、雨水調整池及びこれに付随する雨水管の工事に着手し、令和6年度の供用開始を目指しています。

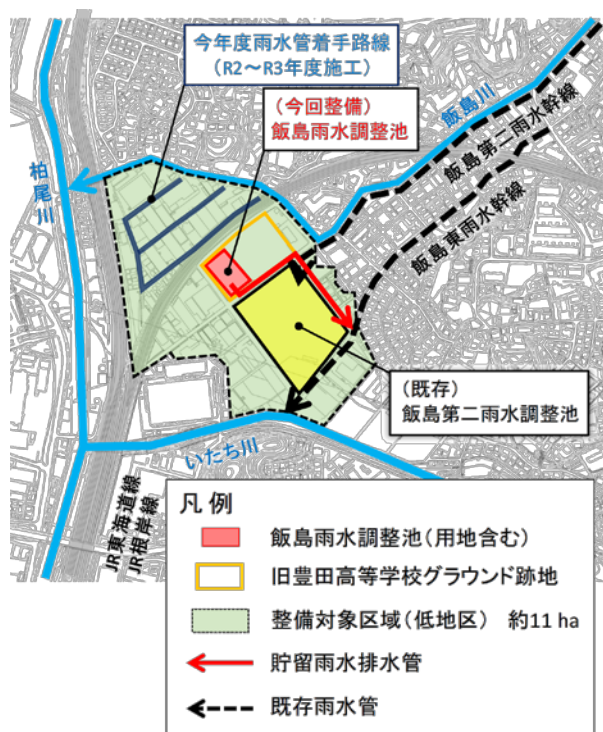
この整備により、飯島地区(低地区)約11haの区域が計画降雨(概ね60mm/hr)に対して安全となるように改善されます。

〔 担当課：環境創造局下水道施設整備課（雨水調整池）
環境創造局管路整備課（雨水管） 〕

【案内図】

【事業スケジュール（予定）】

- 令和2年 8月：雨水調整池工事契約
 - 令和2年 12月：雨水管先行路線工事契約
 - 令和4年度：雨水管残路線工事契約
 - 令和6年度：供用開始
- ※調整池工事期間は、豊田グラウンドを全面的に利用して工事を行います。



【雨水調整池概要】

施設規模：地上2階、地下4階

幅33m×長さ43m

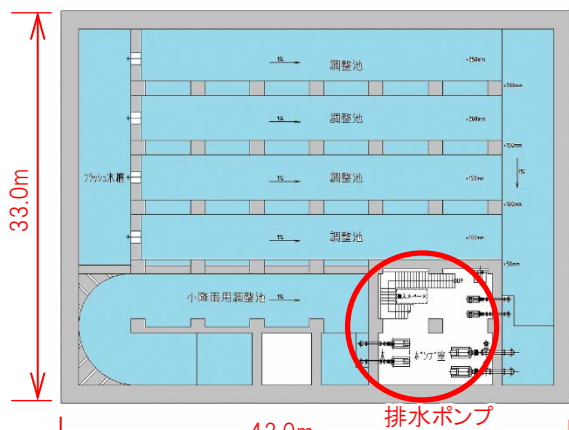
地下深さ26m/地上高さ11m

貯留容量：約15,600m³（溜めきり型）

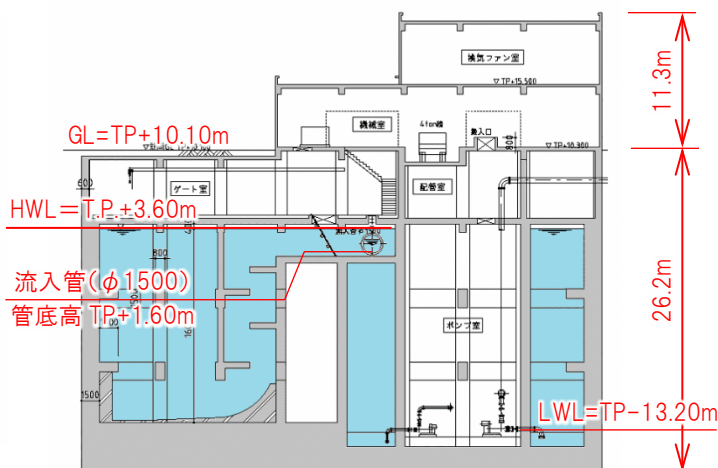
主要設備：

- 主排水ポンプ $\phi 250 \times 8.8 \text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台
- 小降雨排水ポンプ $\phi 150 \times 2.1 \text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台
- ゲート設備 流入ゲート・フラッシュゲート 5基

平面図



概略断面図



2 田谷地区の浸水対策について【下水道事業】

田谷地区では、これまで関谷川（大面川と呼ばれる場合もある。）の排水能力不足により浸水被害が発生していることから、被害の軽減を図るため、大面川第二雨水幹線の整備を行ってきましたが、令和2年4月より既に完成した雨水幹線部分の暫定供用を開始しており、田谷地区（一部戸塚区小雀地区含む）約150haの区域が、計画降雨（概ね50mm/hr）に対して安全となるよう改善されています。

（担当課：環境創造局管路整備課）



【田谷地区の浸水状況】
（平成26年台風第18号）

【事業スケジュール】

平成28年5月 工事着工
令和2年4月 暫定供用開始
令和2年8月末 工事完了、本格供用開始（予定）

【雨水幹線の概要】

工事名称：栄処理区大面川第二雨水幹線下水道整備工事

施設概要：バイパス管（シールド工法）：内径3750mm、延長945m

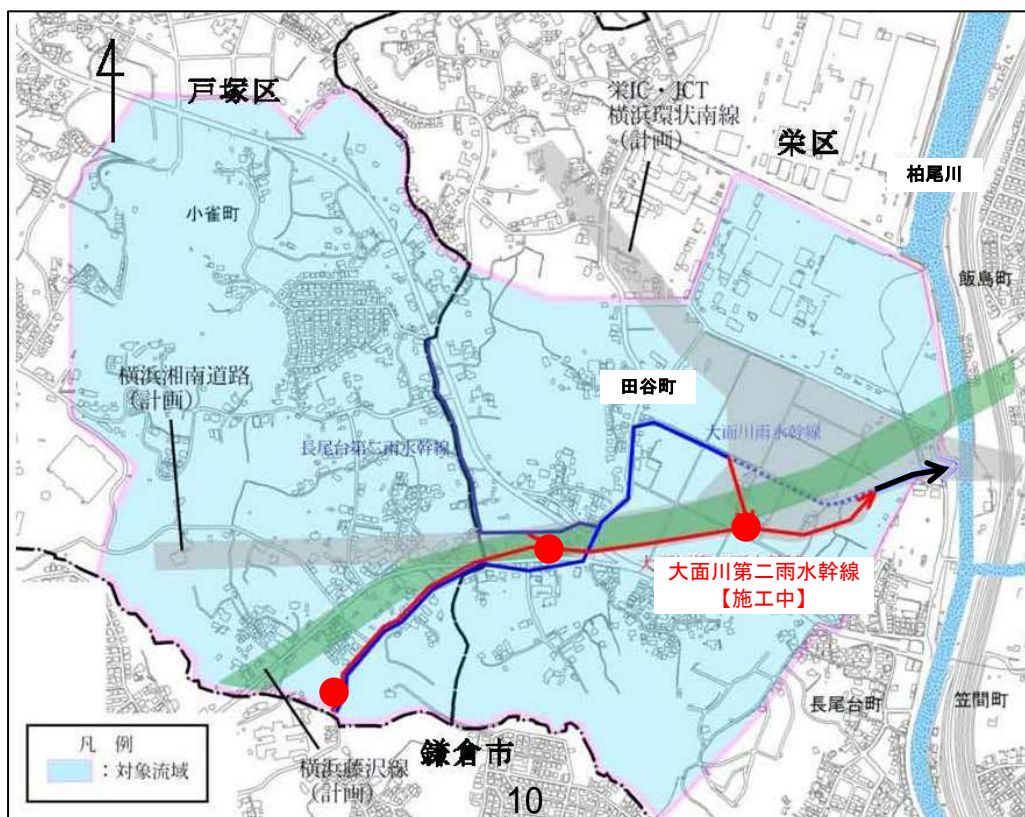
ボックスカルバート：幅5,200mm×高さ2,500mm、延長309m

特殊人孔 3か所 ほか

施工業者：西松・東鉄・松尾建設共同企業体

工事期間：平成28年5月16日～令和2年8月31日（予定）

【案内図】



即時避難勧告対象区域の更新（「小菅ヶ谷二、三丁目の一部」の指定解除）について

「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を発令する対象区域（以下「即時避難勧告対象区域」という。）を更新します。

1 更新箇所

「小菅ヶ谷二、三丁目の一部」が、指定解除されます。（1か所 13世帯）



2 解除の理由

神奈川県による土砂災害特別警戒区域^{※1}の基礎調査等に伴い、即時避難勧告対象区域の基礎となる土砂災害警戒区域^{※2}の見直しを実施され令和元年12月20日に告示されました。「崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害が発生する」可能性の高い人家が当該区域に無いことが確認でき、即時避難勧告対象区域の選定基準を下回ることが確認されたため、指定が解除されます。

- ※1 土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。（レッドゾーン）
- ※2 土砂災害防止法に基づいて、神奈川県が調査を行い、がけ崩れなどが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域をいいます。（イエローゾーン）

3 更新日

令和2年7月1日（水）

4 更新後の区内即時避難勧告の対象区域数

上郷町の一部（2か所）、公田町の一部（4か所）、田谷町の一部
合計7か所 現況26世帯

5 その他

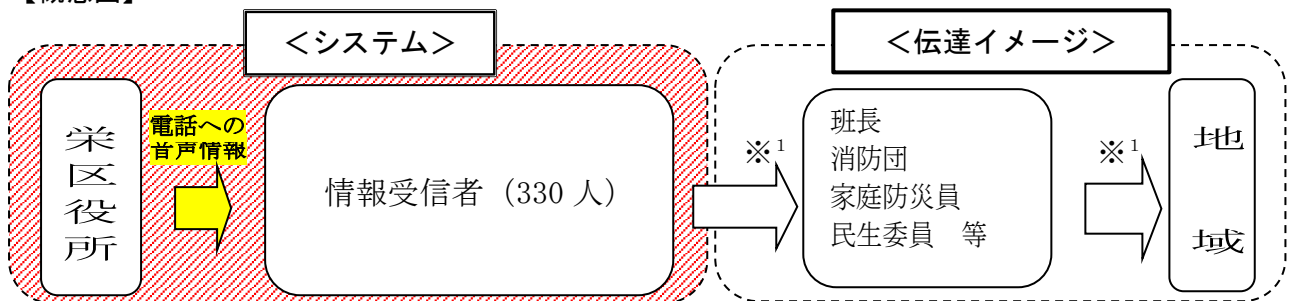
今回、即時避難勧告対象区域の対象外となった13世帯及び当該区域の自治会町内会長、小菅ヶ谷地区連合町内会長には、御説明済です。また、更新日以降に市、区のホームページを更新します。

栄区緊急時情報伝達システムの活用による情報提供体制の強化について

栄区では風水害時等の情報伝達を迅速に行うため、緊急時情報伝達システムを活用して、区から地域の皆様への情報提供体制の強化を図ることを目的として、令和2年6月1日から運用を開始しています。

1 緊急時情報伝達のイメージ

【概念図】



※¹ 情報受信者から地域の方への伝達を義務付けるものではありません。状況に応じてご対応ください。

2 システムの登録対象者（情報受信者）について

登録対象者330人（地区連合町内会長（7）、自治会・町内会長等^{※2}（264）、地域防災拠点運営委員長（20）、即時避難勧告対象世帯（39））

※² 自治会・町内会長は原則対象とし、更に防災担当役員の方など2名まで登録することができます。

3 発信内容

緊急時の情報等、区で周知の必要があると判断した情報を電話（固定・携帯）へ音声で発信します。

例) 台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所4か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

4 登録期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日までの1年間とし、毎年度、継続を含め更新手続きのご案内をします。（年度途中の登録番号の変更や登録者変更もできません。）

広報用防災スピーカーの出力アップ及び河川水位警告灯の設置について

栄区の洪水浸水想定区域（想定最大規模）の見直しに伴い、令和2年度から数年計画で栄区の既存防災スピーカーの出力アップ及び河川水位警告灯の設置を行います。

令和2年度は、栄区の既存防災スピーカー5カ所のうち2カ所の防災スピーカーの出力アップ及び河川水位警告灯の設置を行います。

1 改修日時

令和2年7月下旬～9月下旬を予定
（運用開始は令和2年10月1日（木）を予定しています。）

2 改修場所

笠間通り町町内会館及び飯島町内会館内の防災スピーカー

3 改修内容

(1) 笠間通り町町内会館

ア 防災スピーカー

仕 様	更 新	既 設
到達距離（音圧）	最長 770m（80 d B）	最長 330m（70 d B）
出力	60W 2連×2（4台）	50W（2台）、25W（1台）
パワーアンプ	240W	160W

イ 河川水位警告灯

仕 様	更 新	既 設
大型拡散式警告灯設置 高輝度LED点滅型	赤色×4灯 黄色×4灯	無し

(2) 飯島町内会館

ア 防災スピーカー

仕 様	更 新	既 設
到達距離（音圧）	最長 770m（80 d B）	最長 330m（70 d B）
出力	60W 2連×2（4台）	50W（2台）
パワーアンプ	240W	160W

イ 河川水位警告灯

仕 様	更 新	既 設
大型拡散式警告灯設置 高輝度LED点滅型	赤色×2灯 黄色×2灯	無し

※ 改修後の音声分布図については別紙参照

河川水位警告灯の運用について

河川に対して

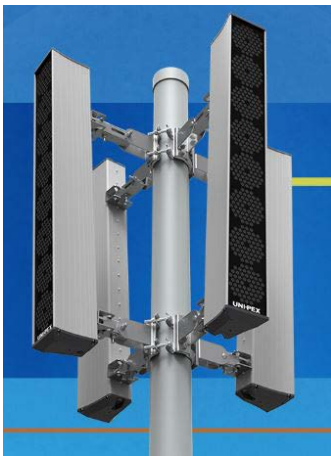
避難準備・高齢者等避難開始（レベル3）発令・・・黄色に点滅

避難勧告（レベル4）発令・・・赤色に点滅

4 その他

- (1) 改修作業期間は、笠間通り町町内会館及び飯島町内会館の防災スピーカーは使用できませんが、作業完了後に使用可能となります。
- (2) 改修作業完了後に、防災スピーカーを使用して試験放送を行う予定です。

防災スピーカー



飯島町内会館設置イメージ図



河川水位警告灯



笠間通り町町内会設置イメージ図



令和2年度改修後、音達分布図

栄区防災用広報装置 広域防災スピーカー音達分布図

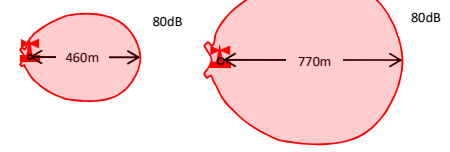
- スピーカー装置更新
- ・笠間通り町町内会館
 - ・飯島町内会館
- 現状スピーカー装置
- ・長尾台町内会館
 - ・飯島跨線橋
 - ・田谷地区御霊神社

(特記事項)

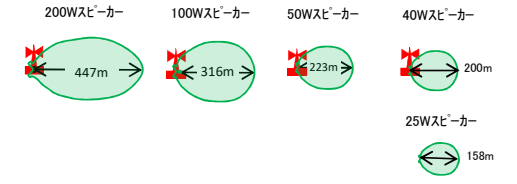
1. 音達分布図
防災用広報装置(スピーカー装置)の音圧分布図を元に合成音圧として記載しました。
・赤線斜線区域: 洪水想定防災用広報装置放送範囲

2. スピーカー装置の種別と音達範囲 (更新スピーカー音圧)
型式: 防災用ソコラムスピーカー
スピーカー規格: 60W定格出力 115.5dB(1W,1m)
・赤線: 洪水想定用スピーカー装置 80dB 音達地点

【スピーカー-1】60W×1台 【スピーカー-2】60W×2台縦連結

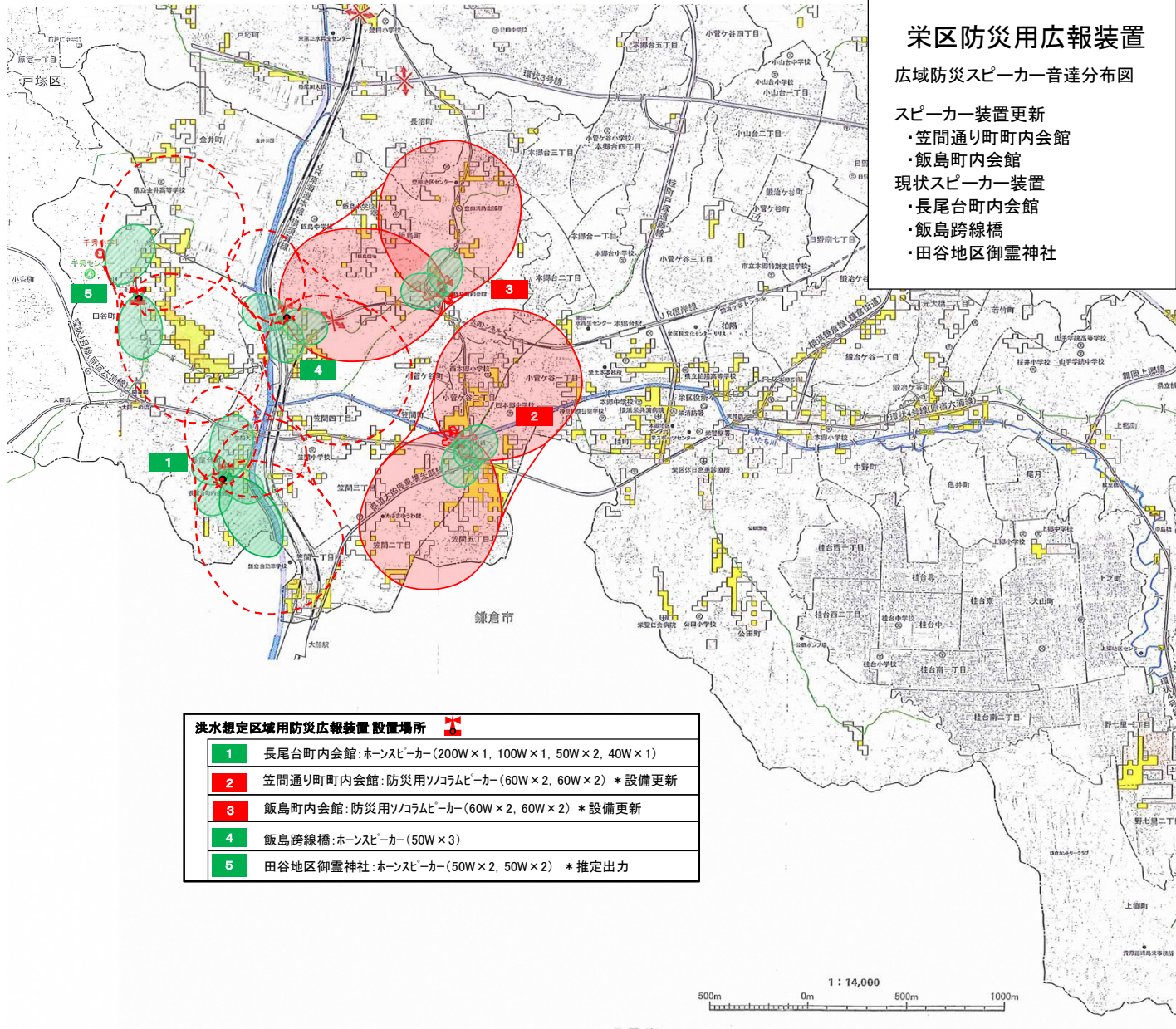


3. スピーカー装置の種別と音達範囲 (既設スピーカー音圧)
型式: ホンスピーカー
スピーカー規格: 50W定格出力 110dB(1W,1m) / 1個を組合せて使用
・緑線: 洪水想定用スピーカー装置 80dB 音達地点



(注)スピーカー装置の音圧分布図

スピーカーの定格出力時の机上計算結果であり、空気吸収による減衰、反射音などの残響音、地勢、建物などの遮蔽損失、風などは考慮していません。



洪水想定区域用防災広報装置設置場所	
1	長尾台町内会館: ホンスピーカー(200W×1, 100W×1, 50W×2, 40W×1)
2	笠間通り町町内会館: 防災用ソコラムスピーカー(60W×2, 60W×2) * 設備更新
3	飯島町内会館: 防災用ソコラムスピーカー(60W×2, 60W×2) * 設備更新
4	飯島跨線橋: ホンスピーカー(50W×3)
5	田谷地区御霊神社: ホンスピーカー(50W×2, 50W×2) * 推定出力

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた 災害時における避難場所・避難所の栄区の対応について

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大が続く中で、大地震や豪雨による災害が発生した際の避難場所等の栄区の対応を以下の通り定めましたのでお知らせします。

1 避難場所等の開設について

(1) 区が開設する避難場所開設基準について

ア 風水害時

(ア) 大型台風以外の対応

現在の運用は、栄区が開設する避難所として、土砂に対する避難場所4か所、河川に対する避難場所3か所がそれぞれの基準に応じて開設する運用になっています（うち1か所は土砂と河川の両方の避難所を兼ねています。）が、避難者の密度を下げることを目的とし、状況に応じて、それぞれの開設基準に関わらず、避難場所6か所の開設を行います。

【避難場所】

土砂：（笠間小学校、本郷台小学校、旧庄戸中学校、桂公田町町会館）

河川：（笠間小学校、飯島中学校、千秀センター）

(イ) 大型台風の対応（令和元年度の台風15号・19号クラスを想定）

現在の運用通り、避難場所を上記6か所＋桜井小学校、桂台中学校＋地区センター2か所（豊田・上郷。ただし台風の影響により地区センターの閉館が決まっている場合のみ）の計10か所を同時に開設することとし、避難者の密度を下げることを目的とし、状況に応じて、その他の学校等の開設も併せて検討します。

イ 大地震発災時

横浜市内で震度5強以上の震度が観測されると、区内20か所の地域防災拠点が区民によって、自発的に開設されますが、本部長が避難所の避難者数が過密と判断した場合は、地域防災拠点に指定されていない学校などの開設等を検討し、スペースの確保に努めます。

また、地域防災拠点以外の開設は区職員が行い、避難所用の物資は備蓄されていないことから、区が搬送します。

※ 上記の開設基準は原則です。避難する際は必ず栄区ホームページ、ツイッター、区への問い合わせ等により開設している避難場所を確認してから避難するようにしてください。

(2) 地域（自主）避難所の開設推奨及び開設支援

各自治会・町内会で自主的に避難所を開設できるように「地域（自主）避難所開設マニュアル」を活用して、区民の皆様の避難所開設を支援します。

※ 「地域（自主）避難所開設マニュアル」は栄区役所総務課41番窓口、栄区ホームページで入手可能です。

裏面あり

2 避難場所運営時の留意点について

- (1) 避難場所等に、避難者が到着したタイミングで、健康状態の確認を行い、体調不良や発熱が認められる場合は、専用スペース等を設けて案内することとします。
また、定期的に体温測定を促し、避難者の健康観察に努めることとします。
- (2) 避難場所は出来る限り、窓、扉等を常時開放するなど換気を行うこととします。
- (3) 避難場所では、できるだけ避難者同士の間隔を2メートル（最低でも1メートル）あけることや仕切りを設けるよう努めることとします。

3 区民への周知について

- (1) 避難する際に準備する持ち物の中に、マスクや体温計の健康管理用品を含めるように啓発を行います。
- (2) 行政が開設する避難場所だけでなく、自宅の安全が確保できれば自宅にとどまる在宅避難の周知・啓発、各自治会・町内会が開設する避難所や親戚や友人の家等の自助による避難先確保に努めるよう啓発を行います。